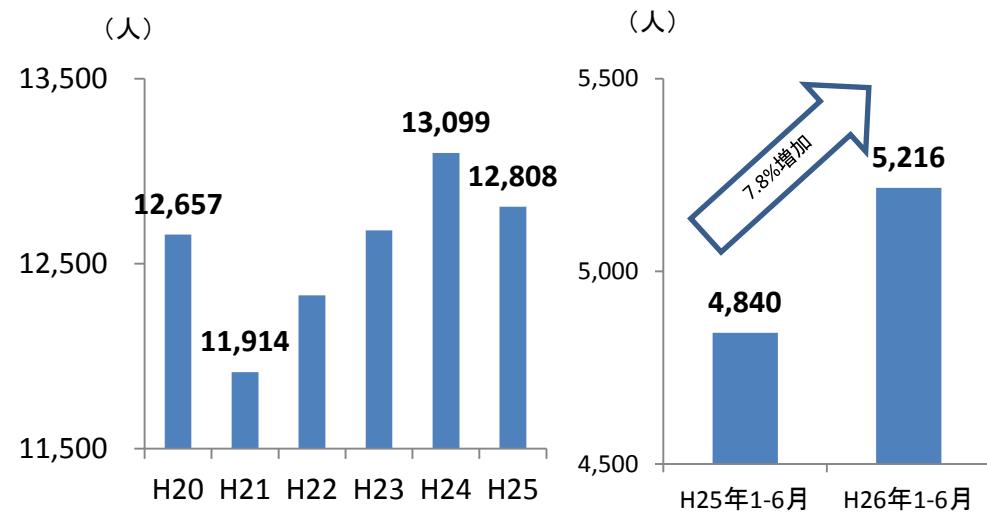


①

小売業における労働災害の発生状況

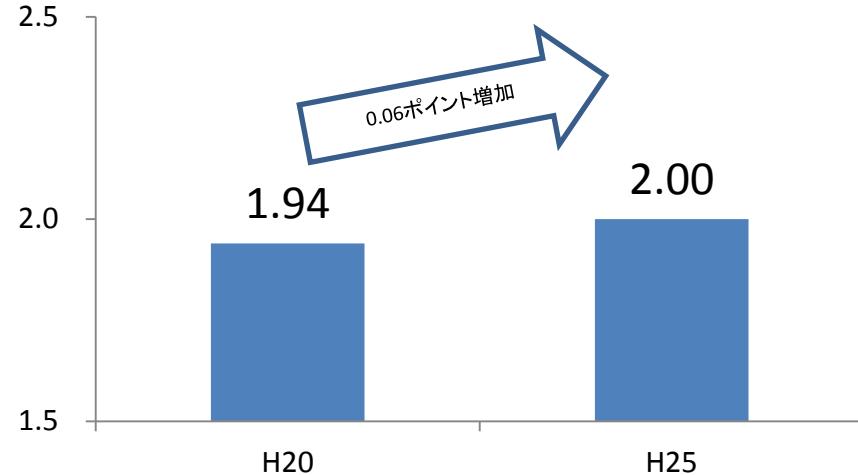
休業4日以上の死傷災害

- 平成25年に減少に転じるも、本年は再び増加(対前年比7.8%増)



災害発生率

- 災害発生率(1000人当たりの災害発生件数)は、5年前と比較して0.06ポイント増。



②

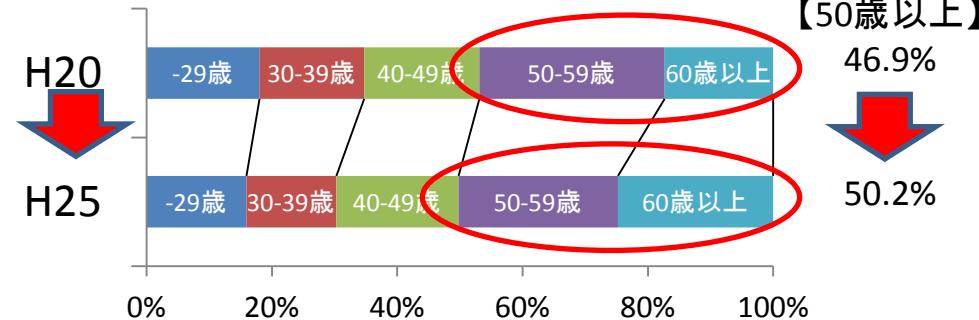
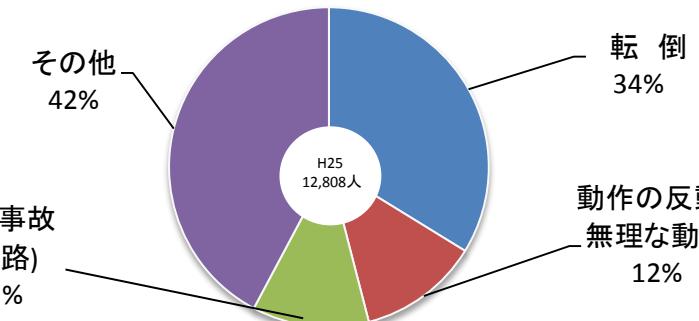
小売業における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 事故の型別にみると、「転倒」が34%を占め、次いで「動作の反動・無理な動作」(12%)が多く、この二つで46%を占める。

年齢別死傷者数内訳

- 年齢別にみると、50歳以上の死傷者数の割合が増加し、平成25年は過半数を占める。



課題

- 転倒や無理な動作による腰痛など生命に関わる度合いの比較的小さい災害が多い。
- 高年齢者の労働災害が多い。
- 労働災害防止活動を担当する安全管理者の選任等が義務づけられていない業種(※)。

(※ 各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く小売業。)

事業者、労働者の双方とも安全に対する意識を高めることが必要
そのためにも安全管理体制を整備することが必要

③

小売業において取り組んでいただきたい事項

各事業場・職場において、以下の取組が行われるよう、
事業者や従事者に対して、周知及び啓発をお願いする。
(例:関係者が集まる機会での周知、HPや会報での周知等)

1 安全活動の活性化

各々の職場において、以下の例に示すような安全活動を実施する。

- 職場内の整理整頓(4S活動)
- 危険予知(KY活動)
- 危険の「見える化」
- 安全意識の啓発

2 安全教育・研修の実施

特に、雇入れ時教育の実施を徹底する。

3 労働災害を防止するための安全の担当者の配置等

上記1の安全活動を推進する担当者「安全推進者」を配置する。